

「とちぎ自治基本条例（仮称）」検討のための論点（案）

1 自治基本条例制定の必要性について

栃木県はどのような自治基本条例の制定を目指すべきか？
自治基本条例を制定することにどのような意義があるのか？
自治基本条例を制定する目的は何か？
自治基本条例の構成はどのようにすべきか？

2 自治基本条例に規定する内容について

自治基本条例にはどのような内容を規定すべきか？

(1) 「基本理念」に関する事項について

基本理念を自治基本条例に規定する必要性は何か？
自治基本条例の策定主体、誰による誰のための（誰に宛てた）条例であるとするのか？
基本理念の性格をどのようにとらえ、どの程度の内容とするのが適切であるのか？
地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」の理念や原則についてどのように取り扱うべきか？
具体的には、「住民自治」「団体自治」の原則の明記や、具現化するための「住民参加」「住民の権利保障」「国や市町村との役割分担」などに関する基本的な考え方を規定する。基本理念を前文として明示するのが適当か、条文として規定するのが適当か？

(2) 「県民」に関する事項について

「県民」について、その定義や範囲を条例において明らかにする必要があるか？

（「県民」の定義に関する事項について）

県内に通勤、通学する者や、県内で活動する個人、団体などを含める必要があるか？
在住外国人の取扱いについて検討する必要があるか？

- ・ 県と県民の関係や県民に保障しようとする権利の検討とあわせて検討する必要性
- ・ 条例中の個々の条文間でも不整合がないよう整理する必要性
- ・ 自治基本条例と他条例等の「県民」の範囲に違いがあってもよいか検討する必要性

（「県民の権利」に関する事項について）

どのような権利を自治基本条例で保障することとするのが適切か？

既存の権利は自治基本条例に規定することにより確認されることになるのか？

- ・ 新たな権利を規定する場合は、制定目的との整合を十分に図る必要性
- ・ 規定される権利が、自治基本条例の理念を具現化するために不可欠なものか検討する必要性

規定すべき新たな権利はあるのか？

県民に保障する権利を担保するための具体的な仕組みや制度を同条例で規定する必要はあるか？

(「県民の義務、責務」に関する事項について)

権利と表裏の関係にある「県民の義務、責務」の規定は必要か？

県民が担うべき責任、責務などについての規定は必要か？

(3) 「県政運営」に関する事項について

自治体の行政運営に関する事項について、その基本的な考え方、それを具体化する仕組みや制度などを規定する必要があるか？

どのような基準に基づいて規定する事項を選定していくことが適当か？

「県政運営」に関する事項の条例中の位置づけはどのようなものが適当か？

「県政運営」に関する章を立て、基本的事項、原則を明記した条文とそれぞれを具現化するための仕組みや制度などを明記した条文とで構成する方法が適切か。

(「県政運営の基本原則」について)

住民自治の充実に資する県政運営のあり方や制度、団体自治に資する県政運営のあり方や制度、県政運営に当たっての基本姿勢などについて規定する必要があるか？

県民の県政参加のための具体的な仕組みの一つとして、他県の一部の市町村で導入されているような「税の用途の一部を住民が選べる制度」の制度創設及び条例への規定の是非は？

(「県行政の推進に関する事項」について)

「県行政の推進に関する事項」について規定する必要があるか？

(総合計画について)

総合計画の策定を義務づける規定を自治基本条例の中に規定する必要があるか？

総合計画の策定は自治基本条例が直接の根拠となり、基本理念や基本原則の尊重、遵守が求められることとなるが適当か？

(政策評価について)

政策評価に関する事項を自治基本条例の中に規定する必要があるか？

(行政改革について)

行政改革に関する事項を自治基本条例に規定する必要があるか？

(財政運営について)

財政運営に関する事項を自治基本条例に規定する必要があるか？

(個人情報保護について)

個人情報の保護に関する事項を自治基本条例に規定する必要があるか？

個人情報保護法及び栃木県個人情報保護条例との関係について整合性を図る必要があるか？

(「行政関係者の義務、責務」について)

自治体の執行機関である知事及び他の執行機関の義務や責務を規定する必要があるか？

自治体の執行機関の補助機関である職員の義務や責務の規定が必要か？

補助機関については、自治基本条例の中に一本化して規定することも考えられるか？

(4) 「市町村や国等との関係」に関する事項について

(市町村との関係に関する事項について)

市町村との関係に関する事項を規定する必要があるか？

市町村との関係に関する県の基本的な考え方や、市町村に対する支援に関する基本的考え方などを具体化するための具体的な仕組みや制度を規定する必要があるか？

市町村の意見の反映、市町村条例との整合性の整理がどの程度必要か？

市町村に対する支援に関する具体的な仕組みの一つとして、「1 / 3以上の市町村が取り組んだ共通施策を自動的に県が支援する制度（いわゆる1 / 3条項）」について、制度創設及び自治基本条例への規定の是非は？

(他の都道府県との関係に関する事項について)

他の都道府県との関係に関する事項を規定する必要があるか？

(国との関係に関する事項について)

国との関係に関する事項を規定する必要があるか？

(5) 「議会」に関する事項について

議会に関する事項について規定する必要があるか？

(6) 「最高法規性」について

自治基本条例が他の条例に優越する最高法規性を有する条例であると位置づける必要があるか？